

令和 8 年度版

(令和 8 年 4 月 2 日以降入会用)



山元町放課後児童クラブ 入 会 案 内



【申 込 期 間】 入会希望日の前月 1 日まで

【申し込み先】 山元町子育て定住推進課

※郵送での受付は行いません。

＜申込手続き等のお問い合わせ＞

山元町子育て定住推進課

TEL 0223-36-9835

目次

1	放課後児童クラブの概要	
(1)	放課後児童クラブとは	1
(2)	対象となる児童の要件	1
(3)	町内の児童クラブ	2
(4)	開館日・利用時間・閉館日	2
2	保護者負担金等	
(1)	児童クラブ利用料について	3
(2)	教材費等について	3
3	入会申し込みについて	
(1)	申込方法	4
(2)	申込書類の配布場所および配布時間	4
(3)	申込期間および申込先	5
(4)	入会審査・結果通知	5
(5)	その他	5
5	注意事項	
(1)	利用にあたって	6
(2)	届出が必要な場合	6
(3)	緊急時の対応	6
(4)	その他	7
	山元町ファミリー・サポート・センター事業のご案内	8

1 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ（以下、児童クラブ）は、主に放課後の時間帯に、就労などの理由により保護者が家庭にいない児童を対象として、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とした事業です。

(2) 対象となる児童の要件

町内の小学校に在籍する1年生～6年生の児童で、「**主に放課後の時間帯に、就労などの理由により保護者が家庭にいないこと(※)**」が、対象要件となります。

なお、保護者には、父、母のほか、70歳未満の同居している親族を含みます。

(70歳以上の同居している親族や病気療養中の方などは除きます。)

(※) 主に放課後の時間帯に、保護者が家庭にいない具体例

対象要件の具体例	利用可能期間
就労している場合 ※保護者が概ね午後3時を超える時間まで勤務していること（通勤時間含む）	利用開始日から就労の終了日まで
疾病・負傷の状態にある場合	利用開始日から診断書に記載のある期間
親族等の介護の場合	利用開始日から診断書に記載のある期間
産前産後期間中の場合	産前8週間から産後8週間を迎えた日の属する月の月末まで
大学等に在籍中の場合	利用開始日から大学等に在籍されている期間
求職活動中の場合	利用開始日から2か月以内 ※同年度内に1回のみ

※利用開始日以降に要件に変更が生じた場合や、対象要件を満たさなくなった場合は、別途届出が必要となります。

(3) 町内の児童クラブ

児童クラブ名	所在地	電話番号	定員
山下小学校 児童クラブ	山元町山寺字樋前12番地 (山下小学校内)	37-6388	70人
山下第一小学校 児童クラブ	山元町大平字握6番地 (山下第一小学校内)	35-7202	30人
山下第二小学校 児童クラブ	山元町つばめの杜一丁目2番地 (こどもセンター内)	36-7261	70人
坂元小学校 児童クラブ	山元町坂元字館下159番地1 (坂元小学校内)	38-2505	30人

(4) 開館日・利用時間・閉館日

開館日	平日（月曜日～金曜日）	学校下校後 ～ 午後6時30分
	学校休業日等	午前8時00分 ～ 午後6時30分
	土曜日	午前8時00分 ～ 午後6時00分
閉館日	日曜日、祝日、お盆（8月13日～16日）、 年末年始（12月29日～1月3日）	

○土曜日の利用について

- ・土曜日の利用は、保護者が就労などにより、土曜日が休日でない児童に限ります。
- ・山下第二小学校児童クラブにて町内児童クラブ合同で、活動を行います。（山下第二小学校児童クラブへ直接登館してください。）

2 保護者負担金等

(1) 児童クラブ利用料

○年間を通して利用する場合 月額3,000円

○学校休業期間のみ利用する場合

春季休業(学年始・4月)	750円
夏季休業	3,000円
秋季休業	250円
冬季休業	1,000円
春季休業(学年末・3月)	750円

※春季休業は、学年始と学年末それぞれの利用料となります。

※学校休業期間のみの利用を申し込みした場合、実際に利用がなかった場合でも利用料がかかります。(ただし、学校休業期間前に退会した場合はかかりません)

※利用料の支払方法は、原則、口座振替になります。口座振替日は毎月月末(振替日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日)です。

(2) 教材費等について

行事等の経費として教材費等をお支払いいただきます。詳しくは保護者面談時に説明します。

3 入会申し込みについて

(1) 申込方法

次の①～④のうち、必要な書類を揃えて提出してください。

① 児童クラブ入会申込書【全員共通】

- ・児童1人に対し、1部の提出が必要になります。

② 児童状況調査表【全員共通】

- ・児童1人に対し、1部の提出が必要になります。

③ 就労証明書【保護者（70歳未満の同居親族含む）が就業している場合】

- ・父、母、および同居親族それぞれの就労証明書を提出してください。
- ・入会申し込みをする児童1人に対し、1部の提出が必要になりますが、兄弟姉妹で申し込む場合は、2人目以降の就労証明書は原本のコピーを提出してください。
- ・令和8年度保育施設入所申込を同時期に行う場合、児童クラブの就労証明書は原本のコピーを提出してください。
- ・自営業の方は、令和6年分の所得申告書又は住民税申告書（令和7年から自営を始めた方は開業届）の写しを添付してください。

④ 申立書

- ・就労以外の理由により入会申し込みを行う場合は、提出してください。
（就学、家族・親族等の介護や看病、疾病等による入院・自宅療養、求職活動、妊娠・出産 など）
- ・必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 申込書類の配布場所及および配布時間

子育て定住推進課窓口で申込書類を配布します。また、町のホームページからも取得可能です。

山元町子育て定住推進課子育て定住推進班（山元町役場 1階）

時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

(3) 申込期限および申し込み先

○申込期限 入会希望日の前月1日まで

○申し込み先 山元町子育て定住推進課子育て定住推進班（山元町役場 1階）

時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

(4) 入会審査・結果通知

- 入会申込後、書類審査を実施します。提出書類に不備がある場合は、審査ができませんのでご注意ください。
- 入会希望日の前月中旬ごろに結果を通知します。(入会が決定した方は各児童クラブで面談を実施します。)
- 入会申込者が定員を超えた場合は、児童クラブの必要度が高い低学年を優先するなど利用調整を行います。申込状況によっては入会できないこともありますので、あらかじめご了承ください。**
- 申請時点で利用者負担金の滞納がある場合は(対象児の兄弟姉妹の滞納も含む)その実態を踏まえて調整、判断する場合があります。

(5) その他

- 児童クラブ入会申込書等の個人情報については、児童クラブに関する事務以外の目的には使用しません。



5 注意事項

(1) 利用にあたって

- 自宅から児童クラブ間の登館及び降館は保護者の送迎を原則としますが、ご家庭の判断・責任により、児童のみで登館及び降館することも可能です。
ただし、各小学校の下校時刻以降の降館については、必ず保護者が児童クラブに迎えに来てください。
- 学校休業期間や振替休業日における一日保育のときは、お弁当と飲み物を持参してください。
- 仕事がお休みの場合など保護者が家庭にいるときは、児童クラブの利用を控えて、家庭での保育をお願いします。

(2) 届け出が必要な場合

- 緊急連絡先や勤務先などについて、申し込み時の内容から変更があった場合は、速やかに「児童クラブ登録事項変更届」を提出してください。また、年度途中で退会する場合や対象児童の要件を満たさなくなった場合には、「児童クラブ退会届」を提出してください。
- 児童クラブを欠席する場合は、事前に児童クラブに連絡してください。やむを得ない理由により1カ月以上利用しない場合は、欠席する月の前月末までに児童クラブ、もしくは山元町子育て定住推進課へご相談ください。

(3) 緊急時の対応

- インフルエンザや感染性胃腸炎等の流行により学級閉鎖等となった場合は、本人に症状が見られなくても、該当する学級・学年の児童は利用できません。
- 気候に関する避難情報で「警戒レベル4」となった場合や、震度6以上の地震が発生した場合は、原則、閉館とします。緊急時はスマートフォンのアプリによる情報配信を行いますので、登録をお願いします。
また、津波警報が発表中は、児童の引き渡しを行わない場合があります。
- 活動中のケガ及び発熱等の際には応急処置を行い、その後、保護者に連絡をしますので、お迎えをお願いします。ケガの程度によっては、救急（119番）対応を行う場合があります。
なお、児童クラブでは、原則、解熱剤等の薬の投与は行いません。また、事故に備え児童安全共済（保険）に加入していますが、事故の状況によっては共済の対象外になる場合があります。

(4) その他

- 児童クラブは集団生活が基本になります。集団生活や児童クラブの管理運営に支障が生じると認められる場合は、受け入れできないことがありますのでご了承ください。
- 児童の生活状況等を把握するため、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有を行うことがあります。
- 入会后、利用料を滞納した場合や長期にわたって児童クラブを利用しない場合は、利用を停止または利用の承認を取り消す場合があります。
- 各児童クラブにおける保護者会への参加について、ご理解とご協力をお願いいたします。

＜ 山元町ファミリー・サポート・センター事業のご案内 ＞

ファミリー・サポート・センターは、子育てをおねがいしたい人（おねがい会員）と、子育てを手伝いたい人（まかせて会員）をつなぎ、地域で助け合いながら子育てをするための組織です。

《会 員》

- ・おねがい会員…町内在住で、生後6ヶ月～小学校6年生までの児童の保護者
- ・まかせて会員…町内にお住まいで、必要な講習を受講した20歳以上の方
- ・どっちも会員…「おねがい会員」と「まかせて会員」の両方に登録した方

《利用時間》

- ・原則として、利用時間は午前7時00分から午後7時00分です。
- ・会員同士の合意があればこれ以外の時間でも利用できます。
- ・ただし、宿泊を伴う預かりや病中・病後児の預かりは行いません。

《利用料金》

- ・月曜日～金曜日（平日のみ）午前7時00分～午後7時00分 1時間700円
- ・上記以外 1時間800円
- ・送迎を伴う場合は、1回につき200円が上乗せになります。
- ・兄弟姉妹の複数のお子さんを預ける場合は、2人目から半額になります。

《会員登録》

ファミリー・サポート・センターを利用するためには、事前に会員登録が必要となりますので、利用を希望する方は下記事務局にて手続きをお願いします。

《山元町ファミリー・サポート・センター事務局》

【開設時間】 月曜日～金曜日（祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）
午前9時00分～午後5時00分
（昼休憩時間 正午～午後1時00分）

【所在地】 こどもセンター内（山元町つばめの杜一丁目2番地）

【問い合わせ先】 ファミリー・サポート・センター事務局（TEL 36-9877）